

### 山形県教育懇話会設置要綱

#### (設置)

第1条 本県教育のあるべき姿や様々な教育課題の解決に向けた施策について、幅広い分野の意見を聴取し、実効性のある教育行政を推進するため、山形県教育懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本県の教育振興基本計画に基づく施策に関すること。
- (2) その他、本県教育施策に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 懇話会は、教育長が委嘱する委員 12 名以内で組織する。

2 委員の任期は、就任日の属する年度の翌年度の末日（3月 31 日）とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (座長)

第4条 懇話会に座長 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 座長が不在のときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議は公開とする。ただし、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、非公開とすることができます。

4 座長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を招き、意見や説明を求めることができる。

#### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育庁教育政策課において処理する。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成 24 年 5 月 9 日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、従前の山形県教育懇話会設置要綱（平成 23 年 8 月 26 日制定）は廃止する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成 28 年 8 月 23 日から施行する。

2 第3条第2項の規定にかかわらず、平成 28 年度に委嘱される委員の任期は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

#### 附 則

1 この要綱は、平成 30 年 7 月 26 日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、令和 2 年 9 月 16 日から施行する。